

## 小樽商科大学履修指導教員制実施要項

(平成12年6月12日制定)

(目的)

第1条 各学科等は、履修登録上限制の下における責任ある教育体制を実現するために履修指導教員制を設け、学生が各々の学習目標に沿って適切に履修できるよう修学に関する指導及び助言を行う。

(履修指導教員の構成及び任期)

第2条 履修指導教員は、当該学科等から選出された教員及び教務委員会委員の下表に定める合計28名による構成とする。

学 科	1年次担当	2年次担当
経済学科	3	3
商 学 科	3	3
企業法学科	2	2
社会情報学科	2	2
一般教育等	2	2
言語センター	2	2

2 当該学科等から選出された教員の任期は、原則として2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 1年次担当教員は翌年度、引き続き2年次を担当する。

(履修指導教員の役割)

第3条 履修指導教員は、1年次及び2年次の学生に対し、修学及び履修登録に関する事項について指導及び助言等を行う。ただし、メンタルヘルスの面で対応が必要な学生については保健管理センターに、経済的援助が必要と考えられる学生は学務課にそれぞれ連絡するものとする。

(学生との対応)

第4条 履修指導教員は、学生への指導及び助言について日常的に応ずることとし、これを周知するためにシラバス等にオフィス・アワーを明示するものとする。

(事務部局との連携)

第5条 履修指導教員は、指導及び助言を行うに際し、学生との連絡が取れない、若しくは第3条に規定する役割の範囲を超える等の場合は学務課に連絡するものとする。

(担当する学生数)

第6条 履修指導教員が担当する学生の割り当て人数に関しては、別に定める。

(事務)

第7条 履修指導教員制に係る事務は、保健管理センターが所掌するものを除き、学務課が行う。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。